

## 泉南市広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新たな財源を確保するため、市の資産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 市の印刷物
  - イ 市のウェブページ
  - ウ 市の財産
  - エ その他市長が認めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間事業者等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、消防長、水道事業管理者の権限を行う市長及び議会をいう。

### (広告の募集等)

第3条 広告の募集は、広告媒体ごとにその実施機関は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を定め、広告募集するものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (3) 広告掲載料
- (4) 広告の募集方法及び選定方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要と認める事項

### (広告の範囲)

第4条 広告媒体に掲載する広告は、広告媒体の品位を損なわないものとし、次の各号に該当するときは、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

- (10) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの
  - (11) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載する広告に関する基準は、別に定める。

(審査機関)

第5条 掲載する広告の可否を審査するため、泉南市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、泉南市行財政改革推進本部員をもって充てる。
- 3 委員会の委員長は総務部長を、副委員長は、財務部長をもって充てる。
- 4 委員会は、広告内容等、広告の掲載に関して疑義が生じた場合において実施機関の申し出によりこれを審査する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、広告掲載事業の実施機関の関係者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行財政改革推進室において処理する。

(広告を掲載した物品の受入れ)

- 第8条 市は、広告の掲載希望者が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受入れができるものとする。
- 2 前項の規定による物品の受入れに係る手続きについては、当該広告媒体実施機関が行うものとする。
  - 3 第2条から前条までの規定は、物品の受入れに準用するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。